

岩手県告示第812号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、指定医療機関が診療所又は薬局を廃止した旨次のとおり届出があった。

令和3年12月7日

岩手県知事 達 増 拓 也

医療機関の名称	所在地	廃止年月日
薬王堂山目店	一関市山目字中野53番1号	令和3年7月1日
中央薬局	久慈市中央四丁目8番地	令和3年7月9日
さくらデンタルクリニック	北上市川岸二丁目10番25号	令和3年9月30日